

東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針」（24環都環第3号 局長決定）の規定に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会（以下「評価委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 評価委員会は、委員30人以内をもつて組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、環境局長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の選任等)

第4条 評価委員会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 評価委員会は、環境局長が招集する。

(会議)

第6条 評価委員会の会議は公開とする。

2 評価委員会には、関係者を出席させることができる。また、会長は、必要に応じて、関係者から説明等を求めることができる。

(議事録及び会議資料)

第7条 評価委員会の会議ごとに議事録を作成することとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。

4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

(項目担当委員)

第8条 評価委員会は、委員会の審議に資するため、必要に応じ、特定の項目を調査検討させるための項目担当委員を置くことができる

2 項目担当委員は、評価委員会に属する委員のうちから会長が指名する。

3 各項目担当委員は、担当項目について、項目ごとに調査検討の結果を評価委員会に報告する。

4 項目担当委員は、担当項目の調査検討のため、必要に応じて、関係者から説明等を求めることができる。

(庶務)

第9条 評価委員会の庶務は環境局において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、会長が評価委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成28年11月15日から施行する。